

議案第17号

つくば市情報公開条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市情報公開条例の一部を改正する条例

つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議会」の次に「並びに財産区」を加える。

第5条第5号及び第6号中「市の機関」の次に「、財産区」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例において「財産区」が実施機関に含まれることに伴い、つくば市情報公開条例の実施機関にも「財産区」を追加するため、この条例案を提出するものである。

つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに議会並びに財産区をいう。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>(5) 市の機関、<u>財産区</u>、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関、<u>財産区</u>、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア一オ（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに議会_____をいう。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>(5) 市の機関_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関_____、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア一オ（略）</p>

(7) (略)

第6条 (以下略)

(7) (略)

第6条 (以下略)